

## 品川区こども110ばんの家災害見舞金制度実施要綱

制定 平成17年4月15日 要綱第36号

改正 平成26年3月19日 要綱第29号

### (目的)

第1条 この要綱は、こども110ばんの家の協力者等に対し、保護活動によって生じた損害に係る災害見舞金制度を設けることにより、当該協力者等が安心して活動できるよう支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども110ばんの家 子どもが身の危険や恐怖を感じたときに一時的に避難する施設（家屋、店舗、事務所および作業所を含む。）として、区に登録したものをいう。
- (2) 協力者 こども110ばんの家に居住し、または勤務する者で、区に登録した者をいう。
- (3) 保護活動 身の危険や恐怖を感じた子どもを、こども110ばんの家で保護する活動をいう。

### (災害見舞金補償契約)

第3条 区長は、災害見舞金制度の実施に当たっては、損害保険会社と災害見舞金補償契約を締結するものとする。

### (見舞金の支給対象)

第4条 災害見舞金（以下「見舞金」という。）は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 保護活動に起因して、協力者、こども110ばんの家の施設内にいた者またはこども110ばんの家に保護を求めた児童もしくは生徒（以下「対象者」という。）が身体に傷害を負ったとき。
  - (2) 保護活動に起因して、こども110ばんの家、その付属建物またはその収容物（以下「対象物」という。）、車両（個人車両は除く）、当該車両の受託物（ただし、信書類は除く）が損壊したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見舞金は支給しない。
- (1) 対象者が身体に傷害を被ったことについて、当該対象者に故意または重大な過失があったとき。
  - (2) 対象物が損壊したことについて、当該対象物の所有者または管理者に故意または重大な過失があったとき。
  - (3) 対象者が身体に傷害を被った日または対象物が損壊した日から3年を経過した日以後に次条に規定する報告があったとき。

(事故の報告)

第5条 協力者または対象者は、前条第1項各号に掲げる状況が発生したときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(認定)

第6条 区長は、前条の規定による報告があったときは、警察その他の公の機関の所見をもとに見舞金の支給の認定を行う。

(見舞金の支給)

第7条 区長は、前条に規定する見舞金の支給の認定をしたときは、別表の定めるところにより、身体に傷害を被った対象者または損壊した対象物の所有者に見舞金を支給するものとする。

(保険金の支払)

第8条 損害保険会社は、第3条に規定する災害見舞金補償契約に基づく保険金を、前条に規定する見舞金として区長に代わって支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域活動課長が別に定める。